

Title	近世経済史上に於ける企業家の地位 ( 五 )
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.10 (1918. 10) ,p.1430(102)- 1437(109)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19181001-0102">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19181001-0102</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 近世經濟史上に於ける企業家の地位 (五)

阿 部 秀 助

## 六

既にアロイス、シュルテ教授が指摘せるが如く、フッガーは羅馬法王に對して財力上の援助を與えし初期の獨逸商人にあらざるも、(一)然かも匈牙利及チロール方面に於て豊富なる鑛山を有せし彼れは羅馬に對する資金供給上に於て、從來の獨逸商人に見るを得ざる財的活動を演せしものにして、例者千五百十年前後に於て一萬デユカット以上の價格に相當する銅及錫を法王領殊に *Civita Vecchia* に交付せしが如き、又千五百十一年八月法王ユリウス二世病重るや、皇帝マキシシクアンは密かに政教兩權を自己の手中に握らんとする野心を抱き、之れが財力上の援助をフッガーに求むると共に、事成功せし曉にはフッガー家の最も信頼する人物を以

て法王廳の財務主任者たらしめんことを以てせり、其後法王の病回復するに至りしも皇帝が尙ほ其初志を擲たざりしことは當時に於ける幾多の文書即ち皇帝が皇女マルガレタに與えたる千五百十一年九月十八日の書狀、第二は同年同月十六日に同じく皇帝よりパウルフォン、リヒテンスタインに與えたもの、此中にはフッガーと密かに商議す可き由の命令あり、第三はマルチエサ、イサペラに對するデギスモンドー、ゴンザガの千五百十一年十月二日の書狀、第四は千五百十三年十一月二十日に於けるベネチヤ大統領の同國公使に宛てたる書狀の明かに證明する處にして、斯くの如きは羅馬にありて或事業を企てんとする徒にとりて如何にフッガー家が必要缺く可からざる財的機關たることを示すものなりとす、殊に羅馬對フッガー家の關係に於て興味ある問題は、同家が法王廳に於ける貨幣鑄造事業に關係せしこと、他は宗教改革上の一大導火線となりし免罪符問題に手をつけしことなりとす。

(註一) 羅馬の法王廳と財務上の關係を有せし初期の獨逸商人はグイットル・バレン、

ヨハン・ヘルフェルト、ウサエヌ・アルノルト、ストラツベル、レグイン、フオン、マエル等なりとす、然かも、彼等は殆んど悉く法王廳對ネーデルラントの財務關係のみに限定せ

られしものにして、其勢力は獨逸方面に及ばず、此方面に於て特に羅馬と關係を有せしものは、南部獨逸殊に「アウグスブルグ」にして、即ちクエルザー、フェーリンの如きフツガーの如き之れが著しきものありとす、而してフツガー家が羅馬方面に關係するに至りし確實なる證左は千四百七十六年を以て始まり、爾來之れが活動範圍は羅馬に止まらずして、遠く匈牙利、波蘭、獨逸、スカンヂナヴィヤの方面に及ぶに至れり、勿論以上の諸方面を通じてフツガーが獨占的地位を有せしにあらず、即ちプレーメンはスバノチにロスキルデ(丁抹領シエルランド島上の一市)は以太利の一僧侶にフライシング(バイエルン)はヨハニス、ニタルトの手に存せしものなりとす。(Dr. Aloys Schulte, Die Fugger in Rom, (Ib. S. 8. 11. 32)

近世經濟史上に於ける貨幣經濟の前驅者たる法王廳の貨幣制度なるものは、歐洲貨幣史上、極めて重要な意義を有するに不拘、之れが研究はミュンッの如き藝術史的研究に止まれり、想ふに豊富なる史料を有するヴァチカン文書館は必ずや將來、之れが解決の鍵を與ふるに至る可し、今、斷片的の史料によりて法王廳の鑄造貨幣に就きて考察するに、其始め之れが業務即ち當時の文書に現はれたる(Cecher: 或は Magistri Zecchae たりしものは多くフロレンス人にして、例者、千四百八十六年にはアントニウス、アルトツチ、千五百五年にはアントニウス、セグニ等之れが任に當れ

り、然るに法王レオ十世によりて發せられたる二通の公文書の吾人に示す處によれば、ユリウス二世はフロレンス人に代ゆにフツガー家を以てせり、(二)而してフツガー家が千五百八年を以て此任務に就きてより千五百三十七年に至る迄、前後三十年間に鑄造せし貨幣にして、今日、明かなるものは約六十六種にして、之れを細別する時はユリウス時代のもの十四種、レオ十世時代のもの二十五種、ハドリアン時代のもの一種、虚位時代のもの一種、クレメンス時代のもの十三種、以上の外に約十二種あり、而して是等の貨幣の或者にはフツガー家の定紋たる三叉戟(以太利語の Tridene)を刻印せり、尙ほ是等の貨幣に如何なる文字が附せられしやに就きてはアロイス、シユルテ詳細に之れを其著「羅馬に於けるフツガー」第一卷頁二一六―二二二に互りて記載せり、之れを要するに、フツガーは法王領に於ける貨幣鑄造權を獨占せしものにあらざるも、ユリウス二世よりクレメンス七世に至りて羅馬に於ける貨幣の鑄造は殆んど彼の手中に存せしが如し。

(註二) 二通の公文書とも日附は千五百十五年正月十三日にして、一通の内容は貨幣改鑄に關するものにして、他に之れが鑄造に關する契約を破棄する件なりとす。(Aloys Schulte, Fugger in Rom, IIB. S. 122. 126)

次に法王應對フッガーの財務關係に於て常に繰り返されし問題は免罪符配付によりて生ぜし資金の取扱にして、此問題は同時に宗教改革の動機を構成せしものなるを以て、茲には先づ説明の順序として免罪符(Abläss 或は Indulgence)の意義及當時に於ける之れが財政的地位に就きて説明せんと欲す。

何れの宗教も一種の罪惡觀を有するが如く、舊教も亦た人生に於ける罪惡其者の存在を肯定するものにして、而して此罪惡の淨化作用となるものは所謂懺悔たり、斯くて三百二十五年に於けるニークヤの結集にありては罪を犯せし者が懺悔的行爲例者、祈禱、斷食、布施、巡禮等によりて其罪惡の一部を輕減し得ることを承認するに至れり、然るに五世紀以來、教會が昔時見るが如き嚴重なる制裁をなさざると共に、他の一面に於ては金錢によりて罪惡を償ひ得るとなす、獨逸の慣習に化せられ、懺悔の代用物として金錢を用ゆる風、益々熾んなるに至り、殊に此弊風を助長せしものは寺院が其外觀を莊嚴にする爲め僧侶が高位高官に到達する必要上、資金を要求せしことなりとす、而して斯くの如き場合に於て多く利用せられしものは免罪符なりとす。

フッガー家が免罪符に就きて羅馬方面と關係せしことは千四百八十八年、土耳其戰爭を目的とする免罪符がシュレジエン方面に配付せられし際に、之れによりて徵集せられたる資金を羅馬に廻送す可き委任を受けしことなりとす、殊に千五百十三年、ブランデンブルグのヨアヒム一世の弟、アルブレヒトが二十四歳を以てマインツ及マグデブルグの大僧正となるや、其裏面に於て資金の融通を計りしものはフッガー家にして、現に千五百二十七年五月四日ブスソー、フオン、アルヴェンスレーベン、ハーレより羅馬に赴く途次、約一ヶ月をアウグスブルグに費せしことあり、而して此間に於て彼れはアルブレヒトの證文をフッガーに渡すと共に羅馬方面の支拂を了せしことあり、斯くてアルブレヒトは自己の債務を償却する方法として免罪符の手段に出づるに至れり、而して此計畫は寧ろアルブレヒトに向つて失敗の事業たるを明かにせしに不拘、一面、ルーテルの如き大反抗者を生じて、茲に宗教改革の大運動を開始するに至れり。

其他、フッガーの銀行業務としては一種の貯金業務を営みしことにして例者、シユレスウヰヒの僧正、エグゲルト、デュルコップの如きブリクセンの僧正、メルチオ



ル、フォン、メクカウの如き西班牙の商人フェルナンド・デ・ヴェレナの如き何れも多少の資金を同銀行に預込みしものなりとす。

之れを要するに千五百二十五年前後はフッガー家の勢力が最も盛んなりし時代にして、彼れの取引範圍は東は匈牙利波蘭より西は西班牙に及び、北はアントワープより南はネーブルスに達せり、而して當時アウグスブルグのクレメンス、センドルの記せる處によれば、フッガー一家の評判は總ての王國其他の國々殊に異教國の人々の口に上り、皇帝、諸王、侯、及貴族にして彼れと相通するもの多く、法王の如きは彼れを以て自己の愛子となし、法王廳の高官は彼の前に跪き、彼れは全獨逸の代表的裝飾品なりとあり、(三)然かも多くの場合を通じて得意の時期は同時に失意の時期の芽生時代にして、既に千五百二十五年六月、匈牙利方面にては粗悪なる貨幣原料を納付せしとの非難の下に其鑛山及附屬財産等を一時沒收の厄運に遭遇せしことあり、又、一般人民の間に於ても彼れの行動が憎惡の的となりしことは Fucker, Folker, Fucar なる名稱が獨占者の綽名として屢々世人の口に上りし、にて知るを得可し、只だ斯くの如き非難を被むりしフッガー家も其實一面に於ては當時に

於ける社會政策の實行者にして、此事實は今ま尙ほ其面影を存するフグライに就きて之れを證明するを得可し、即ちフグライは中世に於けるアウグスブルグの郊外たりしヤコメルフォルス、タットにある、清淨なる長屋の一區劃にして、此區劃内には街路、教會、噴水及五十三箇の住宅を有し、千五百十九年、ウルリヒ、ゲオルグ、ヤコブによりて建設せられしものにして、百餘の貧しき家族を包有す、通常之れが家賃は長屋の規定によれば僅かに一年、一グルデンを出でざりしと云ふ、斯くの如きはフッガー家が決して冷酷なる守錢奴にあらざりしことを知るを得可し。

フッガー家の企業的活動に就きては尙ほ論ず可きもの多し、例者、アントン、フッガーを中心とせし同家の西班牙に對する活動の如き、或は同家の財産が漸次不動産化せられし結果、所謂財政上の恐慌を免れたるが如き、何れも興味ある研究なるも然かも本論文は餘りに長きに失するを以て、茲に一先づ擱筆することとせり。(完)

(註 三) R. Ehrenberg, Das Zeitalter der Fugger, B. 1, B. 116.